

こ 成 事 第 509 号
令 和 8 年 9 月 30 日

都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長 殿
中 核 市 市 長

こども家庭庁長官
(公 印 省 略)

令和8年熊本地震による災害に係る
児童福祉施設等設備災害復旧事業の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、別添「令和8年熊本地震による災害に係る児童福祉施設等設備災害復旧費国庫補助金交付要綱」により行うこととされ、標記災害において適用することとしたので、通知する。

また、各都道府県知事におかれては、貴管内市町村又は社会福祉法人等に対する周知につき配慮願いたい。

なお、令和8年4月以降に発生した災害のうち本要綱の交付の対象とならない災害復旧事業については、令和8年6月30日こ成事第379号本職通知「児童福祉施設等設備災害復旧費の国庫補助について」の別添「児童福祉施設等設備災害復旧費国庫補助金交付要綱」により行うこととする。

別添

令和 8 年熊本地震による災害に係る

児童福祉施設等設備災害復旧費国庫補助金交付要綱

(通 則)

- 1 令和 8 年熊本地震による災害に係る児童福祉施設等設備災害復旧費国庫補助金(以下「補助金」という。) については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下、「適正化法施行令」という。）及び「こども家庭庁の所掌に属する補助金等交付規則」（令和 5 年内閣府令第 41 号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この補助金は、令和 8 年熊本地震による災害により被災した「児童福祉法」（昭和 22 年法律第 164 号）、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。）及び「子ども・子育て支援法」（平成 24 年法律第 65 号）等の規定に基づく事業所又は施設等について、当該事業の復旧に要する初期契約費用（礼金、手数料）、再開等準備費用等の一部を補助することで事業再開に向けた支援を行い、もって令和 8 年熊本地震による災害の被災地における子育て支援サービス及び障害児支援の確保等を図ることを目的とする。

(定義)

3 この交付要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 被災都道府県

令和8年熊本地震による災害により被害を受けた施設の所在する都道府県をいう。

(2) 被災地方公共団体

被災都道府県並びに被災都道府県の管内の指定都市及び中核市

(3) 被災事業所等

被災地方公共団体の区域内に設置される、次の表1及び表2に掲げる事業を行うための事業所又は施設等であって令和8年熊本地震による災害により、被災したものをいう。

表1 (子育て関連施設等復旧支援事業)

区分	対象施設等
児童福祉法第7条に基づく児童福祉施設 (助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター及び里親支援センターに限る。)	(1)助産施設 (2)乳児院 (3)母子生活支援施設 (4)保育所(児童福祉法第56条の8に基づく公私連携型保育所を含む。) (5)幼保連携型認定こども園 (認定こども園法第34条に基づく公私連携幼保連携型認定こども園を含む。)

区分	対象施設等
	(6) 児童厚生施設 (7) 児童養護施設 (8) 児童心理治療施設 (9) 児童自立支援施設 (10) 児童家庭支援センター (11) 里親支援センター
同法第 12 条に基づく児童相談所	(12) 児童相談所
同法第 12 条の 4 に基づく児童を一時保護する一時保護施設	(13) 一時保護施設
同法第 35 条第 10 項に基づく職員養成施設	(14) 職員養成施設
同法第 6 条の 3 第 1 項に基づく児童自立生活援助事業を行う事業所	(15) 児童自立生活援助事業所
同法第 6 条の 3 第 6 項に基づく地域子育て支援拠点事業を行う事業所	(16) 地域子育て支援拠点事業所
同法第 6 条の 3 第 3 項に基づく子育て短期支援事業を行う事業所	(17) 子育て短期支援事業所
同法第 6 条の 3 第 7 項に基づく一時預かり事業を行う事業所	(18) 一時預かり事業所
同法第 6 条の 3 第 8 項に基づく小規模住居	(19) 小規模住居型児童養育事

区分	対象施設等
型児童養育事業を行う事業所	業所
同法第6条の3第9項に基づく家庭的保育事業を行う事業所	(20)家庭的保育事業所
同法第6条の3第10項に基づく小規模保育事業を行う事業所	(21)小規模保育事業所
同法第6条の3第12項に基づく事業所内保育事業を行う事業所	(22)事業所内保育事業所
同法第6条の3第16項に基づく社会的養護自立支援拠点事業を行う事業所	(23) 社会的養護自立支援拠点事業所
同法第6条の3第18項に基づく妊産婦等生活援助事業を行う事業所	(24) 妊産婦等生活援助事業所
同法第6条の3第20項に基づく児童育成支援拠点事業を行う事業所	(25) 児童育成支援拠点事業所
同法第10条の2第1項に基づくこども家庭センター	(26) こども家庭センター
認定こども園法第3条第1項に基づく認定及び同条第11項に基づく公示を受けた幼稚園（以下「幼稚園型認定こども園」という。）	(27)幼稚園型認定こども園

区分	対象施設等
子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に基づく特例保育を提供する施設	(28)特例保育施設
同法第59条第1号に基づく利用者支援事業を行う事業所	(29)利用者支援事業所
母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第38条及び「母子・父子福祉施設の設備及び運営について」（平成26年9月30日厚生労働省発雇児0930第4号厚生労働事務次官通知）に基づく母子・父子福祉施設	(30)母子・父子福祉センター (31)母子・父子休養ホーム
母子保健法の一部を改正する法律（令和元年法律第69号）による改正後の母子保健法（昭和40年法律第141号。以下「改正母子保健法」という。）第17条の2に基づく産後ケア事業を行う施設	(32)産後ケア事業を行う施設
「子育て支援のための拠点施設の設置について」（平成11年1月7日児発第14号厚生省児童家庭局長通知）に基づく子育て支援のための拠点施設	(33)子育て支援のための拠点施設
児童福祉法第6条の3第23項に基づく乳児等通園支援事業を行う事業所	(34)乳児等通園支援事業所

区分	対象施設等
上記以外の施設であって、当該施設について、こども家庭庁長官が必要と認めるもの（児童福祉法第59条の2第1項に規定する届出を行った施設（同法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設を除き、当該届出を行っていない施設であって、地方公共団体が設置する施設及び児童福祉法施行規則第49条の2第1号イからハ、第3号の施設を含む。）	(35) その他施設

表 2（障害児関連施設）

区分	対象施設等
児童福祉法第7条に基づく児童福祉施設（障害児入所施設、児童発達支援センター、に限る。）	(1) 障害児入所施設 (2) 児童発達支援センター
同法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援を行う事業所	(3) 児童発達支援事業所
同法第6条の2の2第4項に規定する放課後等デイサービスを行う事業所	(4) 放課後等デイサービス事業所
同法第6条の2の2第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援を行う事業所	(5) 居宅訪問型児童発達支援事業所

区分	対象施設等
同法第6条の2の2第6項に規定する保育所等訪問支援を行う事業所	(6)保育所等訪問支援事業所
同法第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援を行う事業所	(7) 障害児相談支援事業所
「心身障害児総合通園センターの設置について」(昭和54年7月11日児発第514号厚生省児童家庭局長通知)に基づく、心身障害児総合通園センター	(8)心身障害児総合通園センター

(交付の対象)

4 この補助金は、令和8年9月30日こ成事第510号こども家庭庁成育局長、こども家庭庁支援局長通知の別添「令和8年熊本地震による災害に係る児童福祉施設等設備災害復旧事業実施要領」に基づき被災地方公共団体が行う次に掲げる事業をいう。

- (1) 被災地方公共団体が設置する被災事業所等の事業再開に要する経費に補助金を財源の全部又は一部として充てる事業
- (2) 被災地方公共団体の区域内において被災事業所等を設置する市区町村(指定都市及び中核市を除く市町村及び特別区。以下同じ。)又は民間事業者に対し、その被災事業所等の事業再開に要する経費について、当該被災地方公共団体が補助する事業

(対象外費用)

5 この補助金は、次に掲げる費用については、交付の対象としないものとする

る。

- (1) 国が別途定める国庫負担金、補助金及び交付金の交付の対象となる事業
- (2) 施設整備を目的とする事業（土地や既存の建物の買収、土地の整地を含む）
- (3) 事業の復旧に要する初期契約費用のうち、後年度に貸主等に返還義務が発生する費用（敷金、保証金等）
- (4) 子育て支援サービス及び障害児支援の提供に資することのないもの。
- (5) 災害により被災した被災事業所等の復旧と認められないもの（当該備品購入等が、効率的な子育て支援サービス及び障害児支援の提供に資する場合を除く。）
- (6) その他、復旧支援事業として適当と認められないもの。

（交付額の算定方法）

- 6 この補助金の交付額は、被災事業所等を設置する被災地方公共団体、市区町村又は民間事業者ごとに、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

(1) 4の(1)の事業

ア 次の表3に定める第1欄の基準額と、第2欄に定める対象経費の実支出額と比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と比較して少ない方の額を選定する。

(2) 4の(2)の事業

ア 次の表3に定める第1欄の基準額と、第2欄に定める対象経費の実支出

額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の場合は寄付金収入額を除く。以下同じ。）を控除した額と比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と、被災地方公共団体が補助した額と比較して少ない方の額を交付額とする。

表 3

1 基 準 額	2 対 象 経 費
(1 施設あたり) 6,000,000 円	需用費（消耗品費、修繕費、印刷製本費） 備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。） 旅費（職員旅費） 賃金 使用料及び賃借料（土地、建物に要する経費を除く。） 役務費（保険料、手数料（仲介手数料）、運搬料、保管料） 委託料（耐震診断その他被災施設の安全性を確認するための経費を含む） その他 こども家庭庁長官の認める経費

（補助金の概算払）

7 こども家庭庁長官は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払することができる。

（交付の条件）

8 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

（1）事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、こども家庭庁長官の承認を受けなければならない。

- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合は、こども家庭庁長官の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が、予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかにこども家庭庁長官に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が 単価 50 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により、こども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまでこども家庭庁長官の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (5) こども家庭庁長官の承認を受けて前号に定める財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税にかかる仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）は、別紙様式 4 により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度 6 月 30 日までにこども家庭庁長官に報告しなければならない。なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。
- (8) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式 1 による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類

を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(9) 被災地方公共団体は、国から概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

(10) 被災都道府県は、間接補助金を間接補助事業者（地方公共団体に限る。）に交付する場合には、間接補助事業者に対し、(1) から (8) に掲げる条件を付さなければならない。この場合において、(1) から (3)、(5) 及び (7) 中「こども家庭庁長官」とあるのは「被災都道府県知事」と、(4) 中「こども家庭庁長官の承認」とあるのは「被災都道府県知事の承認」と、(5) 及び (7) 中「国庫」とあるのは「被災都道府県」と、(7) 中「別紙様式4」とあるのは「別紙様式4に準じた様式」と、(8) 中「補助金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。

(11) 被災地方公共団体は、間接補助金を間接補助事業者（地方公共団体を除く。）に交付する場合には、次に掲げる条件を付さなければならない。

ア (1) から (6) に掲げる条件。この場合において、(1) から (3) 及び (5) 中「こども家庭庁長官」とあるのは、被災都道府県が補助を行う場合は「被災都道府県知事」と、被災都道府県の管内の指定市又は中核市が補助を行う場合には「市長」と、「国庫」とあるのは、被災都道府県が

補助を行う場合は「被災都道府県」と、被災都道府県の管内の指定市又は中核市が補助を行う場合は「市」と、(4) 中「50 万円」とあるのは、「30 万円」と、「こども家庭庁長官の承認」とあるのは、被災都道府県が補助を行う場合は「被災都道府県知事の承認」と、被災都道府県の管内の指定市又は中核市が補助を行う場合は、「市長の承認」と、読み替えるものとする。

イ 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価額が単価 30 万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

ウ 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）には、別紙様式 4 に準じた様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度 6 月 30 日までに被災都道府県知事（被災都道府県の管内の指定市又は中核市が補助を行う場合は市長。以下、この号において同じ。）に報告しなければならない。

なお、間接補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一社一支部等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合

は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、被災都道府県知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を被災都道府県（被災都道府県の管内指定市又は中核市が補助を行う場合は市）に納付させることがある。

(12) (10) 又は (11) により付した条件に基づき、被災都道府県知事若しくは被災都道府県の管内の指定市の長又は中核市の長が承認又は指示する場合には、あらかじめこども家庭庁長官の承認を得なければならない。

(13) (10) 又は (11) により付した条件に基づき、間接補助事業者から財産の処分による収入又は間接補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

（申請手続）

9 この補助金の交付の申請は、別紙様式 2 による申請書に関係書類を添えて、別に定める日までにこども家庭庁長官に提出するものとする。

（変更申請手続）

10 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、9 に定める申請手続に従い、別紙様式 2 に準じた変更交付申請書類に関係書類を添えて、別に定める日までにこども家庭庁長官に提出して行うものとする。

（交付決定までの標準期間）

- 11 こども家庭庁長官は、9又は10による申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

（実績報告）

- 12 この補助金の事業実績報告は、別紙様式3による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1か月を経過した日（8の（2）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日）又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、こども家庭庁長官に提出して行わなければならない。

（補助金の返還）

- 13 こども家庭庁長官は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

（その他）

- 14 特別の事情により6、9、10及び12に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめこども家庭庁長官の承認を受けてその定めるところによるものとする。